

標準営業約款について

Sマーク

【標準営業約款】

安全・安心を約束する3つのS

安全(Safety) 清潔(Sanitation) 安心(Standard)





I 約款制度の概要

1 趣旨目的

標準営業約款は、消費者の利益の擁護の観点から、提供する役務の内容や施設や設備の表示の適正化等を図ることにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の、選択の利便を図る目的により制定された。全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の認可を受けて設定する。

昭和54年の生衛法改正により盛り込まれ、昭和58年にクリーニング業が策定され、昭和59年に理容業と美容業が策定され、その後時期を置いて平成16年にめん類飲食業と一般飲食業において策定された。

2 登録の仕組み

- (1) 営業者は、標準営業約款に従って営業を行おうとする時は、都道府県生活衛生営業指導センターに登録する。
- (2) 登録を受けた営業者は、標識及び営業約款の要旨を掲示する。
- (3) 登録期間は、3年となっており、再登録することになる。
- (4) 登録料等の詳細は、以下のとおりである。

	手数料等	理容・美容・クリーニング・飲食・めん類	クリーニング取次所
登録	登録手数料	6,600	4,100
	標識等代金	3,480	3,480
	合計	10,080	7,580
再登録	再登録手数料	2,360	1,430
	標識代金	1,330	1,330
	合計	3,690	2,760



II 各業種ごとの主な内容

1 クリーニング業

(1) 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項

- ①役務の区分（ランドリー、ドライ、ウェット、特殊の別）
- ②従事者の氏名（クリーニング師、研修及び業務従事者講習修了者）
- ③処理基準（全国指導センターが別途定める）
受付及び点検、洗浄、乾燥、染み抜き等の基準

(2) 施設又は設備の表示の適正化に関する事項

- ①クリーニング所又は取次所の区別
- ②管理基準（全国指導センターが別途定める）
 - 構造・設備
 - ・営業施設と居住部分の区分
 - ・受け渡し場、洗濯場、仕上げ場の区分及び構造
 - ・ドライクリーニング処理施設の、換気設備、有機溶剤回収装置の設置
 - ・洗剤、溶剤等の専用の保管庫又は戸棚の設置
 - 施設の管理
 - ・施設内の清掃及び保守の基準
 - ・洗濯機、脱水機等の機器の衛生基準

(3) 損害賠償の実施の確保に関する事項

- ①預かり証の発行（品名、数量、受付日等を記載）
- ②クリーニング事故賠償基準（全国指導センターが定める）
 - ・洗濯物について事故が発生した場合は、クリーニング業者が被害者に保証する。
 - ・賠償額の算定（ドライは料金の40倍、ランドリーは料金の20倍）
- ③営業者は、損害賠償保険に加入

(4) 標識等の掲示

- ①標識の掲示（有効期間の表示）
- ②役務の要旨を見やすい場所に掲示
 - ・クリーニングの種類
 - ・クリーニング師名及び研修、講習修了者名
 - ・クリーニング所、取次所の別
- ③損害賠償の実施の確保に関する事項



2 理容業・美容業

(1) 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項

- ①提供する役務の種類
 - 〔理容業〕
総合調髪、カット、シャンプー、シェービング等
 - 〔美容業〕
総合パーマネット・ウェーブ、シャンプー、カット、セット等
- ②従事者の氏名（管理理容師、管理美容師、理容師、美容師）
- ③理容施術処理基準、美容施術処理基準(全国指導センターが別途定める)
 - 〔理容業〕 従事者、施術工程、衛生管理
 - 〔美容業〕 受付、カルテ作成、毛質・頭皮検査等、従事者、施術工程、衛生管理

(2) 損害賠償の実施の確保に関する事項

- ①理容所事故賠償基準、美容所事故賠償基準(全国指導センターが定める)
 - ・ 施術等の業務の遂行に起因する事故
 - ・ 施設又は設備のかしに起因する事故
 - ・ 保管物の管理に起因する事故
- ②営業者は、損害賠償保険に加入

(3) 標識等の掲示

- ①標識の掲示(有効期間の表示)
- ②役務の要旨を見やすい場所に掲示
 - ・ 施術の種類
 - ・ 管理理容師、管理美容師等の氏名
- ③損害賠償の実施の確保に関する事項



3 一般飲食店

(1) 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項

- ①提供するの商品等の表示
 - ・ 主要な商品の内容及びカロリーを表示
 - ・ アピール食材の表示
 - ・ 施設外で飲食する商品の消費期限及び製造年月日の表示
 - ・ 調理師の表示
- ②「サービスマニュアル」の策定
- ③情報通信技術の活用
- ④宅配サービスの実施
- ⑤食品リサイクルの推進

(2) 施設又は設備の表示の適正化に関する事項

- ①表示事項
 - ・ 「衛生管理状況の自主点検表」の記録及び表示
 - ・ 施設内設備（トイレ等）の外国語又はローマ字表記
- ②維持管理事項
 - ・ バリアフリー化の推進
 - ・ 受動喫煙防止の推進

(3) 損害賠償の実施の確保に関する事項

- ①一般飲食店事故賠償基準
 - ・ 一般飲食店の業務の遂行に起因する事故
 - ・ 一般飲食店の営業施設又はその設備の管理のかしに起因する事故
 - ・ 食中毒に起因する事故
 - ・ 消費者からの受託物の管理に起因する事故
- ②営業者は、損害賠償保険に加入

(4) 標識等の掲示

- ①標識の掲示（有効期間の表示）
- ②提供商品の掲示
 - ・ 主要商品の内容及びカロリー
 - ・ 衛生管理状況の自主点検表
 - ・ アピール食材
 - ・ 調理師氏名
- ③損害賠償の実施の確保に関する事項



4 めん類飲食店

(1) 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項

- ①提供するの商品等の表示
 - ・そば粉の割合70%以上使用の表示
 - ・めん及びつゆの製法が自家製の表示
 - ・主要な商品の表示
 - ・調理師の表示
- ②「サービスマニュアル」の策定
- ③食品リサイクルの推進

(2) 施設又は設備の表示の適正化に関する事項

- ①表示事項
 - ・「衛生管理状況の自主点検表」の記録及び表示
 - ・施設内設備（トイレ等）の外国語又はローマ字表記
- ②維持管理事項
 - ・バリアフリー化の推進
 - ・受動喫煙防止の推進

(3) 損害賠償の実施の確保に関する事項

- ①めん類飲食店事故賠償基準
 - ・めん類飲食店の業務の遂行に起因する事故
 - ・めん類飲食店の営業施設又はその設備の管理のかしに起因する事故
 - ・食中毒に起因する事故
 - ・消費者からの受託物の管理に起因する事故
- ②営業者は、損害賠償保険に加入

(4) 標識等の掲示

- ①標識の掲示（有効期間の表示）
- ②提供商品の掲示
 - ・そば粉の割合70%以上使用の表示
 - ・めん及びつゆは、自家製の表示
 - ・主要な商品の内容及びカロリーの表示
 - ・調理師氏名
- ③損害賠償の実施の確保に関する事項